

宮広局指令 第 2 4 0 1 0 1 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大船渡市立根町字細野 2 3 番地 3  
株式会社アトラス  
氏 名 代表取締役 佐々木 高德

令和 6 年 3 月 8 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 6 年 4 月 1 日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山 本 正 徳



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物 (一般家庭から回収した特定家庭用機器再商品化法対象品目に限る)
- 収集運搬の区分 運搬
- 運搬先 特定家庭用機器再商品化法における宮古市内の指定引取場所
- 収集区域 収集: 大船渡市、住田町 (大船渡地区環境衛生組合管理者の許可による)  
陸前高田市 (陸前高田市長の許可による)  
釜石市 (釜石市長の許可による)  
運搬: 宮古市
- 許可の有効期間 自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 8 年 2 月 1 2 日

6 許 可 の 条 件

(1) 許可車両 10台

キャブオーバ	6.50t積	岩手100き2515
コンテナ専用車	5.30t積	岩手100は6780
コンテナ専用車	6.00t積	岩手130さ6779
コンテナ専用車	5.60t積	岩手100は6783
コンテナ専用車	6.10t積	岩手100は6823
コンテナ専用車	6.30t積	岩手100は7200
ダンプ	3.15t積	岩手100せ7797
コンテナ専用車	4.00t積	岩手100そ1137
キャブオーバ	5.30t積	岩手100は6781
キャブオーバ	3.35t積	岩手100せ7732

(2) 遵守事項

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、計画及び指導に従うこと。
- ② 実績報告書を翌月の末日までに提出すること。

変 更 事 項			
変更年月日及び 文 書 番 号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			